

秋田市地域公共交通協議会設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (分科会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 分科会は、<u>委員が所属する団体等から推薦する者(以下「分科会委員」という。)</u>をもって組織する。</p> <p>3 <u>分科会委員は、会長の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)による改正前の法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画としての「秋田市公共交通政策ビジョン」の変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (分科会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 分科会は、<u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項に定める者として委嘱又は任命された者および会長の指名する委員ならびに専門委員</u>をもって組織する。</p> <p>3 <u>専門委員は、専門の事項に関し知識を有していると認められる者のうちから会長が指名し、市長が任命する。</u></p> <p>4 <u>専門委員は、指名した会長の任期満了をもって解任されるものとする。</u></p> <p>以下 (略)</p>